

施設・研修等分科会  
第40回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

## 第40回 施設・研修等分科会議事次第

日 時：平成26年2月17日（月）16:14～18:14

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

#### 1．公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリング

- 播磨研究所大型放射光施設（SPring-8）及び関連施設運転業務  
（文部科学省、（独）理化学研究所）
- 大型放射光施設（SPring-8）及び関連施設建屋・設備等運転保守業務のうちSACLAに関する部分  
（文部科学省、（独）理化学研究所）
- X線自由電子レーザー装置等の運転監視業務  
（文部科学省、（独）理化学研究所）
- X線自由電子レーザー装置等の保守・整備・調整業務  
（文部科学省、（独）理化学研究所）
  
- 中東産油国向け産業協力事業  
（経済産業省、（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構）

#### 2．別表フォローアップに関する対応について

- 全国港湾海洋波浪情報網における海象情報データ伝送補助業務  
（国土交通省）

### 3 閉 会

○小幡主査 それでは、ただいまから第40回施設・研修等分科会を開催いたします。

本日は、公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングについて、独立行政法人理化学研究所の「播磨研究所大型放射光施設（SPring-8）及び関連施設運転業務外3事業」及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の「中東産油国向け産業協力事業」、公共サービス改革基本方針別表に記載された事項に関する対応について、国土交通省の「全国港湾海洋波浪情報網における海象情報データ伝送補助業務」について審議を行います。

はじめに、独立行政法人理化学研究所の「播磨研究所大型放射光（SPring-8）及び関連施設運転業務」、「大型放射光施設（SPring-8）及び関連施設建屋・設備等運転保守業務のうち SACLA(サクラ)に関する部分」、「X線自由電子レーザー装置等の運転監視業務」、「X線自由電子レーザー装置等の保守・整備・調整業務」の4事業につきまして、一括して審議を行います。

本日は、独立行政法人理化学研究所坪井理事に御出席いただいております。事業概要等については、申しわけございませんが、御説明は15分以内でよろしくお願ひしたいと思います。

○坪井理事 ただいま御紹介いただきました理化学研究所でSPring-8とSACLAを担当しております理事の坪井と申します。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まずパワーポイントの資料などを使いながら、概要を御説明させていただければと思います。

○事務局 資料1-1の通し番号7ページ以降の資料になります。

○坪井理事 放射光施設の丸いリングと直線部分のSACLAの2つの施設が兵庫県の播磨にございます。パワーポイントの資料の2ページをお開きいただきたいと思います。SPring-8とSACLAは、放射光とかX線のレーザーというものですが、これはミクロの分析を行うための施設です。原子とか分子レベルの小さいものを見るためには波長の短い光、X線が必要になり、その波長の短い光には大きなエネルギーが必要で、その大きなエネルギーのためには大きな施設になってしまうということがございます。SPring-8は、今現在でも世界で最も大きなエネルギーの高い放射光施設でございます。また、SACLAはX線のレーザーを発生させる施設で、これはアメリカと日本の2台しかない、こういった施設でございます。いずれも「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」という、いわゆる理研の研究のための施設ではなく、産学官、いわゆる外の人共同利用施設というふうな法律の位置づけでございます。この法律は、全国でまだ4つしか対象施設がなく、そのうちの2つにあたります。残りの2つはスーパーコンピュータ京とか、茨城県にありますJ-PARCの施設でございます。したがって、利用者のために安定した運転が求められているという施設でございます。SPring-8は、年間利用者が約16,000人、課題も約2,000件、SACLAはまだ52件と758人という、これは実際に使うところのビームラインが、SPring-8が57個、SACLAは2つと、そういったところにも対応しているかと思っております。

おめくりいただいて、海外との施設の比較も3ページに載せております。この規模のも

のはヨーロッパとアメリカに1台ずつございまして、ヨーロッパの場合は、ESRF という一つの国際組織が一元的に運営をしているというものでございます。アメリカの場合は、エネルギー省の施設をシカゴ大学の関係の会社が運営をしていますが、いずれも施設の運転を一つの組織で一貫して行っていると承知をしているものでございます。

X線自由電子レーザーは4ページですけれども、これは日本とアメリカ、一番右側がアメリカですが、この2つの施設しかないというものでございます。ヨーロッパはまだ建設中でございます。こちらも大きさは、日本のものは700mで、ヨーロッパは3.4km、アメリカは2kmと、非常に大きな施設ですが、実際の性能は、今現在、日本のものが最も短い波長のX線を発生させるということで、これも世界最高性能の施設でございます。

5ページは施設の利用で、これは産業利用から学術利用まで非常に幅広く、しかも、材料から、ライフサイエンスのたんぱく質の構造解析などの非常に幅広い分野で使われる施設でございます。論文で言いますと、非常に質の高い論文が出てきています。また、産業利用でも、タイヤの絵がございましてけれども、こういったゴムの構造解析などで省エネタイヤの実用化につなげ、その分析がSPring-8で行われたという特徴があるものでございます。

6ページは、SPring-8には特別な経緯があるところで御説明させていただければと思います。もともと昭和63年頃から日本原子力研究所と理化学研究所が共同してこの施設をつくろうということで、実は、加速器が大きく分けて3つあるうちの前段の2つを原研が、一番大きな蓄積リングを理研がということで、分担して建設したという経緯があります。このときに、これは共同利用施設ということで初めてのもので、特定放射光施設、まさにこの施設の共用のための法律ができたということがございます。

ここでは、2つの組織で建設はするわけですけれども、共同利用施設として一元的な運用が必要、利用者支援が必要だと、そういった考え方がありまして、JASRI と書いてある財団法人の高輝度光科学研究センターが、この法律の中で放射光の利用研究促進機構ということに位置づけられて、共同利用のための課題選定、利用支援の外、施設の維持管理・運転を原研・理研の2者から委託を受けて行うことが法律の中にも明示された指定機関という位置づけでございました。この指定をされてから3年後にようやく供用開始が始まった、指定されてから、3年間の準備期間があったということです。

その後、当初は理研・原研とも特殊法人でございましたけれども、特殊法人は人件費の制約ということもあって、原研とか理研でこの大きな世界一の施設を運用する人員を確保するのではなく、むしろ、JASRI という財団法人が運転する仕組みという形で、委託を受けてやる形ということでスタートしているものでございます。その後幾つか経緯がありますが、平成17年に原子力研究所が核燃料サイクル開発機構との統合問題などの関係もあって、SPring-8の3つの加速器とも理研の施設になったということがあります。

さらに、平成18年には放射光施設以外、スーパーコンピュータ京も供用施設として位置づけるためということで、法律改正があって、放射光だけでなく、特定先端大型研究施設

の共用の法律というふうに衣がえをしたときに、施設の運転みたいなものは指定機関ではなく、指定機関の業務から外れる、法律には明示されなくなるということになり、それから、指定ではなく、登録制という形にこの位置づけが変わるという法改正が行われておるといことがございます。

その後、この法律が施行したときに、財団法人が改めてこの登録機関に選定されるということがございました。次の改正は、J-PARC の法律改正が行われ、平成24年に X線自由電子レーザーも、この共用の対象施設として加えられたと、このような経緯があります。やや特殊ないろいろな経緯があったということを書いてございます。

この点を改めて 7 ページに載せておりますけれども、法改正前は、法律の指定機構ということで、このピンク色の部分が位置づけられて、まさに理研・原研という 2 つの組織は、施設の所有はしていたのですけれども、運営とか利用者支援全体は指定機構が行うということで、そこに加速器の運転などを委託するという形で行われています。それが、共用法の改正後は、法律上の義務は、利用者の選定と利用支援だけに登録機関の業務が絞られまして、それ以外は法定外の業務ということでもございましたが、理研からの委託については入札方式に変えたということでもございます。これは、後ほど御説明したいと思いますが、実際、1 者応札がずっと続いているのが現状でございます。

こういった課題については、行政事業レビューでいろいろ御指摘がありましたので、「運転委託契約に係る改善検討委員会」を設けさせていただきました。この報告書はきょう持ち込みということで席上にお配りさせていただいたのではないかと思います。平成22年12月にまとまっております。改善検討委員会の委員には、外部の有識者、特に公認会計士の方とかその他技術者の方などにも、まさに外部の人に入ってくださいまして、どういった形で運転委託契約についての改善方策があるかということでも御議論いただきました。実際には 6 回の会議、現地での視察、それから、現地でのいろいろな担当者へのヒアリングとか、非常に丁寧に御議論いただいたということで、このような報告書をまとめていただいたということでもございます。

この中には、ちょっと細かくなってしまうのですが、先ほどの御説明させていただいたような施設の概要や運営上の特徴や経緯などもまとめて、改めて整理をいただいた上で、どういう形での見直しがあるかということも御検討いただいたものでございます。実際には、外部の方に御検討いただいた中でも、パワーポイントの 8 ページの資料になりますけれども、実際には、こういった施設運転の経験を持っている高輝度光科学研究センターの関与なしには運転は不可能と想定するのが常識的であると、ただし、建物・設備等の保守・管理など、従来は一本の契約であったものの中から、それを別個の契約にすることで、必ずしも他者の参入みたいなものがあり得るのではないかと、そういうことを検討すべきというような御指摘をいただきました。

この結果を踏まえまして、平成23年度から、建屋とか設備の保守管理、安全管理業務、また、24年度から広報業務は全体の契約から分離して、別個の契約にして入札を行ったと

ころであります。この委員会の報告書を踏まえながら、そういう改善努力を理研としては進めてきているということでございます。

以上が、SPRING-8の関係のところの全体のこれまでの経緯等でございます。

一方、9ページからは、最近の状況ということで、独立行政法人の制度の見直しの関係で出てきている議論を簡単に御紹介したいと思います。

安倍内閣が発足いたしましたして、成長戦略ということの中で、今年の6月に閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略」がございます。この中では、研究開発法人の制度を、研究成果を最大化するような、世界最高水準の研究開発が行えるような制度にすべきということが大きなメッセージとして出されておりますが、その中に「調達方法の改善」という文言、それから、現行制度の中でも運用上可能なものについては早急に見直しをしろという中の項目の1つに、一般競争入札にこだわらず、研究の実態に合わせた法人の契約・調達を可能とするため、研究の実態に即した調達基準を策定すべきというような指摘がこの段階でございました。

続きまして、めくっていただきまして10ページですが、こちらは議員立法で今年の12月に成立した「研究開発力強化法」の改正ですが、その中に「調達に関する規定」が1条ございまして、ある意味では理念的な規定ではございますけれども、研究開発法人や大学の研究開発能力の強化を図るため、研究開発の特性を踏まえて、迅速かつ効果的に物品及び役務の調達を行うことができるよう必要な措置を講ずるという法律が制定されています。

さらに、独立行政法人の改革については、今年の12月24日の閣議決定、11ページでございます。この中では、研究開発法人については、世界トップレベルの成果を最大化するような制度改正をするという中に調達に関する記述がございまして。基本的には、随意契約によることができるようなものについて、総務省がいろいろな見直しをした上で、新たなルールを策定するというところで、総務省でこの検討が今後行われるというものと理解をしているところでございます。

この背景になるものと思いますが、12ページには、自民党の報告書ですけれども、行政改革推進本部が取りまとめた「独立行政法人・特別会計委員会」の中に、独法制度の運用の改善の中で、一番下ですけれども、調達については、透明性・適正性を前提としつつ、適正な価格競争効果をもたらさない無駄・不合理な入札は排除するなど、実態に即した合理的な取扱いを可能とする必要がある。本来随意契約が可能であるケースを具体化・明確化して、法人に示すべきであるというような御指摘をいただいて、これが政府にもそういった御指摘を受けている部分があるのではないかと考えているものでございます。

ということで、独立行政法人全体の改革の中で、この調達の問題が今後検討されて、総務省での検討が行われることについて、随意契約などの御指摘があるので、理化学研究所としてはそういったところの新しいルールのもとで、今後いろいろ新たな検討をしていく必要があるのではないかと感じるものを持っておるものでございます。

そういったことで、全体の概要ですけれども、あと、個別の課題については、内閣府の

事務局から御指摘をいただいた資料をつけさせていただいておりますけれども、それぞれの SPring-8と SACLA に関する業務の概要についての資料、言葉が仕様書などから取っているので、少しかたい感じもごございますけれども、それぞれつけさせていただいておりますのと、今現在の公益財団法人高輝度光科学研究センターとスプリングエイトサービスという入札の結果、委託している会社についての概要の資料をつけさせていただいているところでございます。

今、特に市場化テストの関係になるかと思いますが、SPring-8のスキームに関しては、先ほどの有識者の議論の報告書にもありましたが、規模とか能力の関係で、ほかの方々のサービス参入が難しい面があるのではないかと。特に、別途、事務局からの御紹介の中にあります資料ですが、SPring-8の実際の業務は、大体157名ぐらいの規模でやっております。実際、財団法人では、博士号を持っている人が73名ぐらいいらっしゃる。したがって、それぐらいの規模の能力のある要員を用意しないとこの運転管理の委託が受けにくいと、そういう状況にあるかと思えます。あとは、この立地場所も、相生駅からバスで40分ぐらいのところということもあって、そういったところも新たな事業者の方にとっては難しくなるような論点があるのではないかと考えているところでございます。

同じ加速器で、既に入札された、市場化テストに進んだものがあるということですが、今、原子力研究機構でやられたのは、5人ぐらいの規模のものだとお伺いしているので、規模の観点からもちよっと比較しづらい部分があるかと考えているところでございます。

済みません。ちよっと長くなりました。

○小幡主査 ありがとうございます。

それでは、坪井理事から御説明いただきました内容につきまして、御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いします。

○石堂副主査 御説明ありがとうございます。

ちよっと素人なものですから、6ページの「これまでの経緯」をもうちよっと御説明いただきたいなと思ったのですがけれども、平成6年10月に、JASRI が促進機構に指定された時、その吹き出しのところで、供用業務について、総理大臣が指定する機関（機構）が行うということになっていて、それで、この JASRI が指定を受けたとなると、これは指定を受けたところしかやれない。ですから、競争とか入札とかということは関係ない世界で来た。

○坪井理事 はい。

○石堂副主査 今度は、平成18年7月に、指定から登録制になったと。この吹き出しの意味がいま一つわからない。指定から登録制に移行したことに伴い、随意契約から競争入札に変更したと。指定から登録になると、何で競争入札の道が開けたのかというのがちよっと理解できなかったというのが1点です。

それから、この流れで来ると、供用業務については、競争入札をやろうではないかという方向で法律も来ているような感じを受けるのですが、後で御説明いただいた10ページ以

降のいわゆる調達改善に関するこういう提言があるのだというほうでは、どっちかという  
と、法律もいろいろ考えて慎重にはあるけれども、随契の道を開いたらどうかというト  
ーンで書かれているのですけれども、私は御説明を聞いててそういう意見が並んでいるよ  
うに思ったのですが、そうすると、法律が、供用業務についてはあえて競争入札を可能に  
したことに對して、それは閉じるといいますか、また随契に戻せという提言が相次いでい  
るという理解でいいのですか。

○坪井理事 まず前半は、7ページのほうがより正確ですが、供用業務の中には、共用施  
設部分の運転の話と加速器部分の運転の話は、正確に言うと区別がされておまして、共  
用施設部分は法律の指定どおりです。加速器本体の運転そのものは、法律の指定ではござ  
いませんでした。そういったことで、こちらは任意の委託でしたが、ビームラインと加速  
器は明らかに一体として運転したほうがよかったということで、これは随意契約で理研・  
原研が委託をしていたというのが正確なところでございます。

後段の質問は、まさに独立行政法人改革の中で、研究開発法人を中心に随意契約から、  
物品の調達も含めて、明らかに世界最高性能の機器を買おうとすると、1つしかない場合  
があると。そういったときも形式的に入札をすることがあるかという、この関係というよ  
りは、そういった大きな中で御議論が進められて、物品と役務の調達について随意契約を  
したほうが、あるいは研究者への負担とかそういったものを軽減したりして、調達期間の  
問題とか、世界との競争の問題とか、そういう中で随意契約できるケースを示してやるべ  
きではないか。そのほうが成長戦略とか、研究開発機関の強化につながるのではないかと  
いう議論から出てきているものではないかと理解をしております。

○石堂副主査 片方は法律改正にまでなって競争入札の道を開いたというのに對して、法  
律は変えずに、いろいろな意見があるから随契に戻そうというのは、何かちょっと違うよ  
うな気がするのですね。

○坪井理事 加速器の運転自身は、そこに関しても、法律改正前に入札にできなくはなか  
ったとは思いますが。ただ、登録機関となったので、登録機関は、誰でも申請ができるよ  
うになったので、それにあわせて一般競争入札にしたほうがいだろうという判断にしたと  
いうことではないかと思っております。

○石堂副主査 平成6年から18年というこの10年くらいの間に、情勢を見て、指定から登  
録に法律をもって変えたということからいくと、そこからまた7～8年たってやはりだめ  
だということであれば、法律そのものがまた戻りましたと言うのだと非常に明確だと思  
うのですけれども、そうではなくて、いろいろなところから意見が出ていますということで  
支えていこうとすると、法律の流れから言ったらそうではないでしょうということに對し  
て、どう抵抗できるのかという気がするのですけれども、そういう感じです。

○坪井理事 法律の登録機関としてやるには、利用者選定・支援のところなので、確かに  
そこが一方的に指定するのではなくて、ほかの参入もできるようになったのはそのとお  
りだと思います。

○石堂副主査　そういう意味では、今おっしゃっている部分については、これからもそう  
でいいのだということではないのでしょうか。

○坪井理事　実態的に制度上の問題と、実はできる能力とかの問題とありまして。まさに1  
5,000人が使う施設です。

○石堂副主査　そういう話をされると、18年の法律は、実は実態に合いませんという御意  
見を聞かされているような気がするのです。

○坪井理事　登録業務は、利用者選定と利用者支援に限定されているところが業務になっ  
ていると。そこは確かに変わり得るといふ制度設計になったとは思いますが。5年ごとに実  
は見直しがありますけれども、5年後に、JASRI を再度確認して、見直しがあったのです  
けれども、また同じ JASRI がこの機関になっているという実態であります。したがって、  
制度的には、いろいろな方が能力さえあれば参入できる形にはなるような法律改正ではあ  
ったとは思いますが、随意契約も、能力があることで随契を判断することは可能なのかも  
しれません。

○小幡主査　ほかにはいかがでしょうか。

○小佐古参考人　幾つかあるのですけれども、最初に質問事項を全部まとめて申し上げます。

こういう施設は、研究施設自身が研究を進めるような側面と、加速器自身の進歩を図っ  
ていくような仕事をやられる人と、ある程度かたまつてそれを供用に供するような部分と、  
幾つか分かれると思うのですけれども、あとは、事務機構ですね。人の配置とかそういう  
のはどうなのでしょう。我々のセンスからいくと、もう人員も削られている。お金は何  
とかなるから、外部委託したほうが安くつくというのが我々のセンスですけれども、そ  
この人員配置と研究所のミッション、つまり、委託に出して競争入札すれば、浮いた分を研  
究側に回せば、研究所としてはもうちょっと引かれるわけですね。そこら辺はどうなの  
でしょうかというところが質問の1番目ですね。

2番目ですけれども、本体とビームラインと分ける。確かにそうだと思うのですね。本  
体は開発的な要素とか様々なことがありますから、中の人やらないとちょっと危ないと。  
あるいは、供用ラインということになると、24時間運転していますし、共同利用で来られ  
る人がいっぱいおられるわけですから、中の人やそういう定式化したことをやるよりは、  
外の委託に出すほうが、はるかにコストパフォーマンスもいいし、利用者の利用勝手もい  
いということですが、要するに、開発レベルのものを共同利用に出しているわけ  
ではないのです。出したのを見ると、一度火災などが起きたりしていることもあって、外  
に出せない理由を、運転している途中で止まると困るからと。我々の感覚からすると共同  
利用に出すようなものを外に出して、安全装置が働いて止まらないようなものを共同利  
用に出してはいけないと。それはつまり開発的なところで、供用に供するのは、もう既に、  
かなり一般的なところでも止まることができるようになっていないのかなという  
ような感覚があるのですけれども、そこはどうでしょうかというのが2番目の質問です。

それから、3番目は、SPring-8とかそういうところではなくて、加速器全体とか、産業全体のことを考えますと、今は医療用の加速器が増えてきたり、そういうメンテナンスの需要が急激に高まりつつあるのですね。だから、SPring-8とかそういうところで人材を養成するとか、資格化するというようなことも視野に入れて、もうちょっと開放していただくと、世の中の全体の役に立つのではないかと思うのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

4番目ですが、随契で研究者の負担を小さくという話があったのですけれども、我々のセンスでいくと、ある程度大きな物品は、海外入札もやって、国内外を問わずいいものをしっかり入れていただくことが施設のためにもいいし、全体にとっていいのではないのかなという気がするのですけれども、4つほど。

○小幡主査 いかがでしょうか。

○坪井理事 競争入札で、価格競争で安くできれば確かにいいので、4つの契約のうち、建屋については2者入札で、建屋ですから、これはほかでもできる者がいると判断しているのですが、加速器本体においては、160名ぐらいの人でやっているものを、これをもう一つのそういった組織をつくれるかどうか、それだけの準備をされてこれをやられたい方がいるかどうかということが、入札にして、1者入札がなくなるかどうかのポイントですが、検討委員会では、それはなかなか難しいのではないかという御判断が、我々というよりも、客観的な面から見てもそうではないかという報告書をいただいているところが実態でございます。

○小佐古参考人 この辺、ちょっと感覚が違いましてね。言葉は悪いのですけれども、投げておけば全部やってもらえるという点では楽なのでしょうけれども、業務の内容をもう少し定式化されて、安定的に運用できるものと開発的な要素があるものとか、しっかり仕分けをやられるということをやらないといけないのではないかという気がすごくするのですよ。共同利用に供するような部分のところは特殊なもので、特殊なチームしかできないというようなものをそういう供用に供するのは非常に不安定というか、マニュアル化するとか、トラブルが起これば実際にやるわけですし、実際のメンテナンスと言っても、我々の感覚から言えば、実際につくった会社が実際にはメンテするわけですよ。例えば三菱電機とか何とか重工とかというのが実際にはやるわけですから、ちょっと仕分けをするとか、交通整理のほうがもう少しきちんと進められるような時期に入ってきているのではないかという気がするということですね。

○坪井理事 加速器本体の性能向上みたいな開発の部分は、理化学研究所の研究チームで対応する、今でもしているところでございます。一方、運転とか利用者支援のところや、安全管理は財団法人が16年間にわたって実績を積み重ねて、運転がシャットダウンするようなどころも非常に少なく実績を積み重ねてきていますので、その運転をすることについては、今非常にうまくいっているのではないか。その運転を入札の中で、別な者がうまく引き継げるものかどうかというところについては、有識者の専門家も、この報告書の中で

細かく御議論いただいたのですが、難しいのではないかという判断をしているというのが現状です。

○小佐古参考人 加速器は大変だからあれですけども、何となくビルメンテナンス会社がビームラインを保守するみたいな図式になっているのですが、実は、加速器を保守するような会社も急激に成長してきているのですね。だから、外に出す＝ビルメンテナンス会社だからできないという図式はもう成り立たないような時代に入っているのではないのかなという気がちょっとしたりもするのですね。何かのときの御参考にしてください。

○生越室長代理 1点誤解があるようですけども、火災を起こしたという話になっていきますが、隣接する兵庫県が管理している施設のほうで、我々の施設ではないということですね。

あと、産業用・医療用というお話がありましたけれども、こちらについては、規模が明らかに違うものでして。1者でまとめて一本のシステムをつくったものは、当然その会社がメンテナンスできるものですけども、SPring-8になりますと、何百を超える企業の部品を調達して私たち理化学研究所、高輝度光科学研究センターがシステムとして組んだものですので、つくった者がということになりますと、理研ないしはJASRIが運営するというので、今それを実現していると考えているところでございます。

○小佐古参考人 全体はそうですが、ビームラインということになりますと、このラインということになりますから、かなり限られた範囲の運用になりますしね。仕事自身を少し仕分けされて、ここで出た益で御本尊のほうはしっかり研究開発が進めると。御本尊のほうの開発要素をしっかりフィードバックできるような仕組みをつくっていただいて、削減するだけでなく、削減したものが成長できるようなところに回るような形になっていれば、モチベーションも高くなるのではないのかなという気がするのですが、ありがとうございました。

○小幡主査 業務について非常に特殊で、高輝度光科学研究センターしかできないというようなものが、本当に全てそうなのか。あるいは切り分けることもできるのではないかという視点があるかと思いますが、ほかの委員はいかがでしょうか。

ボリューム的に言いますと、資料1-1の7ページの図ですけども、法定外の独自業務とありますところですが、このボリュームはかなり大きいのですか。

○坪井理事 加速器施設の維持管理・運転というところまでで約160名です。

○小幡主査 共用施設の維持管理・運転は。

○坪井理事 これが大体160名の規模です。JASRI全体では、文科省から直接交付金がある登録機関としての業務なども含めると300人以上の人員がいます。

○石堂副主査 JASRIというのは、このためにつくられた財団ですか。

○坪井理事 もちろん財団法人ですので、民間企業の方たちの寄付で成り立っておりますが、もともと昭和63年、原研と理研が建設はするのですけれども、法律の中で一元的な運営と利用促進機関が必要だという法律で、法人制度ができることを想定して、この法人が

つくられたという形でございます。

○石堂副主査 さっきのお話ですと、別な仕事もやっているということですが、Spring-8の関係でやっている事業の規模は、JASRI の事業全体では5割とかそんな感じですか。

○坪井理事 この報告書の中ですと、7割以上はSpring-8関係です。実は、同じ施設の中に、兵庫県が持っている放射光施設があったりしますので、その部分の仕事もやっております。あと、民間企業が独自のビームラインなどを設置しております。その企業から、また、いろいろ委託を受けていたりとか、そういったところもあります。

○小幡主査 スプリングエイトサービスという事業者にも再委託されている部分がございますね。

○坪井理事 財団からですね。

○小幡主査 それを財団自身がやらないで、これは株式会社ですか。

○坪井理事 株式会社です。これについても、先ほどの改善検討委員会の報告書でも検討がされて、10ページぐらいから書いてありますが、24時間運転もあって、財団職員で全てをやらずに、会社のほうに再委託的なことをやっているという感じです。

○小幡主査 ある程度定式化した業務内容ですか。スプリングエイトサービスができるということですね。

○坪井理事 はい。

○石堂副主査 その再委託部分が2億ぐらいという数字かなと思います。

○坪井理事 はい。

○石堂副主査 それを含む JASRI が受注している額は、トータルどのくらいですか。

○坪井理事 再委託調査費ということで資料をお出ししています。

○事務局 A-4の11ページです。

○坪井理事 全体が40億の中の2億です。

○小幡主査 スプリングエイトサービスは何か子会社の的になっているのですか。ほかの業務はあまりやってないのですか。

○坪井理事 開設したときには、本当に民間会社です。JASRI と今現在は資本関係はないという形です。もともと、JASRI は平成24年から公益財団法人に移行しております。

○樫谷副主査 専門機関をつくって、理研が直接やってなかったのですね。

○坪井理事 海外の機関は、設置者と運営がほぼイコールですが、特殊法人の時代で、こういう建設は出資金でできるのですが、人件費は補助金ということで、人員の縛りが厳しかったと。あと、理研単独でやるには、原研と、加速器を分担しながら建設しないと、大きき的にもつらなかったということで、両者の共同建設です。

○樫谷副主査 ということで、結果的に第三者をつくらざるを得なかったということですね。本来ならば、別に理研直接にやればいいと、こういう話ですね。

○坪井理事 もう一つは、共同利用施設というのは、自分の研究所がつくって、課題選定

などの公平性が失われてはいけないということで、共同利用施設の課題選定は、むしろ第三者、別なほうがいいだろうという議論もあったと承知してしまっていて、これはスーパーコンピュータ京でも、J-PARCで課題選定とか利用者支援を負担しているという形です。国際的に、それが標準かと言われれば、標準ではないと思います。

○樫谷副主査 ただ、実績のほとんどを理研の仕事をもたらしているのですね。第三者かと言われると、そこについては、第三者委員会をつくって別にやっているわけですね。

○坪井理事 審査委員会をJASRIがつくっています。

○樫谷副主査 つくってやっているということであって、JASRIが判断しているわけではないですね。広い意味では判断しているのかもしれませんが。

○坪井理事 課題選定の方針みたいなものはJASRIがつくって、文科省が認可しています。

○樫谷副主査 文科省の方針でやっているということですね。

○坪井理事 はい。そういう意味では、課題選定には。

○樫谷副主査 それには入っていないのですね。

○小幡主査 関連施設、建屋・設備等運転保守業務ですが、これは通常のビルメンテナンスと異なる温度管理が必要なのですか。

○坪井理事 これなども精密ということですが、0.1℃刻みの温度管理がこの加速器施設は必要である。非常にセンシティブな施設ということで、ビームラインは多分28日周期に変動しますので、まさに月の引力というか、潮汐感覚、それぐらいも影響するような精度の施設で、温度が少し違うとそういうところに全部影響してしまうので、通常の加速器以上の精度が必要だと。もちろん温度管理自体は同じなのですが、精度が違うことが見てもらうという現状でございます。そういった要求水準が厳しいことで、参入しようということで説明を聞かれた会社でも、ちょっと二の足を踏んだことがあると聞いております。

○小幡主査 その応札しなかった方、あるいは参加を辞退した方というのは、温度管理が難しいからということだったのですか。

○坪井理事 技術レベルの問題と、場所的にも、その会社がこの場所にそれだけの人員は向けられないかなと判断したというようなことも聞いています。入札を辞退したところへのヒアリングは、そういうふう聞いております。

○小幡主査 温度管理の微妙な厳しさはわかりますが、いろいろ機器とかマニュアルとかきちんと提示することで、必ずしも絶対無理ということでもないように思います。

○坪井理事 技術要件があわないということで辞退した会社があります。

○生越室長代理 建物の中で行われている実験の内容によって調整を変えなければいけませんので、実験の中身を理解した上で温度管理をされていると聞いております。

○小佐古参考人 設計をして建設するとき、もちろん微妙な問題はいろいろあるのですが、ビームラインとしてある程度安定的に運転できるということになるようになるまでには、その種のものをいろいろ工夫してやれるようになっているから共用になっているのではないかなというセンスが我々のほうにはあるのですよ。ビームラインごとにな

り性格は違いますからね。うちは産業用で機密を保持したい、触ってほしくないというようなラインもありますし、こちらのほうは県の方でおんぶにだっこで全部見てほしいとか、このラインは非常に精度が必要であるとか、もう少し業務内容をブレイクダウンしてお考えになる、あるいは議論されるほうが、それがいいのではないのかなという気がします。随契のほうが研究者の負担が少ないというのですけれども、ある意味でいけば、競争入札にして国際入札にすれば、もっと性能のいいものが納入できる可能性もあるので、いろいろな議論はやってみたらいいのではないのかなと思います。

○樫谷副主査 全て随意契約で、便利だからいいと言っているわけではなくて、随意契約にするならするだけのちゃんとした背景と、それから、コスト管理は絶対必要で、便利だからいいという論理だけでは問題だと思うので、その認識は違うということをよく考えてください。

○坪井理事 本当にそのとおりだと思います。

○小幡主査 それでは、時間がまいておりますので、理化学研究所のヒアリングについての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、本日の議論を整理していただけますか。

○事務局 1件目の「播磨研究所大型放射光施設（SPring-8）及び関連施設運転業務」については、委員の先生の中から、加速器の運転などを一部スプリングエイトサービスなどに定型化されているものについては、再委託されていますので、そのようなものを含めまして、さらなる競争性を高めるといふところの観点から、そういう部分について部分的に切り出して、民間競争入札を実施できないか等について検討をしていただければどうかと考えています。

2件目の「播磨研究所大型放射光施設及び関連施設の建屋・設備等の運転保守業務」については、管理の水準は非常に高いということでもございましたけれども、管理する内容は、普通のビルメンテナンスよりはレベルは高いのですけれども、普通の会社が参入できる余地はないのか。さらに、今、請負業務をやっているからということ踏まえすと、業務がある程度定型化されているというような意見がございましたので、さらなる競争性を高めるといふ観点から、民間競争入札を導入して、公共サービス改革法に基づく入札手続を通じて、競争性の向上及び品質の向上、経費削減を図ってはどうかというようなことだと考えております。

残りの「X線自由電子レーザー装置等の運転監視装置」及び「X線自由電子レーザー装置等の保守・調整・整備業務」については、余り議論がとれなかったということもございます。この業務については、今回、行政事業レビューシートの中で、自主的な改善を求めるといふようなところでもございましたので、X線自由電子レーザー関連の業務については、来年度に向けて、自主的な改善を求めてはどうかと思っております。

以上のことを含めて、理研さんの取組を取りまとめまして、事務局を通じて分科会に報告をするというところでしょうか。

○小幡主査 ただいまの事務局からの提案についていかがでしょうか。各委員からの御意見がございましたら、お願いします。

○小佐古参考人 この種のもので、身を削るといふところばかりではインセンティブがありませんので、削れて浮いたものは、本来の研究開発とか、本来業務に回るようなインセンティブをぜひどこかで入れていただくと、削られるばかりではない、合理化して前に進めると、そのところがポイントではないかなと。

○樫谷副主査 今のおっしゃったことについては、先生がおっしゃったとおりですが、今の制度設計は、コストカットをすれば、比較的経営努力が認められて、自主財源として使えるような設計に今度はなると思います。

○坪井理事 今回は、共用法なので、運営費交付金と違いますので、ちょっと別区分されてきます。

○樫谷副主査 その仕組みを変えればいい。補助金にするからそうになってしまうので、違う仕組みにすればいいのですね。これはできない。そうしないと宛てがいがぶちになってしまって、経営努力をしても意味がないという、先生のお話になってしまうので、やるなら、インセンティブをつくれる仕組みにしないといけないのではないかと思います。だから、そこはどことどう交渉したらいいのか全然わかりませんが、ぜひ、文科省を通じて、独法をそういうふうにしたのだから、それにもかかわらず、補助金だからできませんと言われたら、これは違いますねという話になってしまいます。もちろんそういうふうに直していただくことのほうが大事ななと思いますので、よろしくをお願いします。

○小幡主査 独法改革全体についても樫谷副主査からご意見がございました。

それでは、本日の議論の中で、各委員からは、非常に特殊な技術であるとか、いろいろな御事情についての説明はございましたが、それでも、業務を整理していただいて、切り分けて、競争性を高めることができるのではないかという意見が多く出されました。そこで、各委員から出された課題や意見等について、実施府省において、1か月程度をめぐりに取りまとめていただいて、事務局を通じて御回答をいただきたいと思います。その結果について、各委員で確認をしたいと思います。

本日の議論を踏まえて、私と事務局との調整の上、監理委員会への報告資料を整理したいと思います。

整理したものにつきまして、事務局から3月の監理委員会の本委員会に報告を願うということになります。

それから、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認をしたい事項がございましたら、事務局にお寄せください。きょうは時間が足りないということもございましたので、事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○小幡主査 それでは、理化学研究所の皆様におかれましては、御出席ありがとうございました。どうか、よろしく御検討をお願いいたします。

(（独）理化学研究所、文部科学省退室、（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構、経済産業省入室)

○小幡主査 続きまして、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の「中東産油国向け産業協力事業」につきまして、審議を行います。

本日は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の根井理事に御出席いただいております。事業概要等についての御説明をお願いいたします。恐縮ですが、時間が少し押ししておりまして、説明は10分程度でお願いできればと思います。

○根井理事 本日は、お忙しい中をお時間をいただきまして、ありがとうございます。私ども石油天然ガス・金属鉱物資源機構がやっております「中東産油国向け産業協力事業」についてということでございますので、具体的な内容について、お許しいただければ、担当部長を今日連れてきておりますので、藤野からコンパクトに御説明申し上げたいと思います。

○藤野部長 よろしく申し上げます。藤野と申します。お手元配布の資料色刷りの2枚紙で説明させていただきます。

「中東産油国向け産業協力事業」は一言で申しまして、私どもは化石燃料が国内にないものですから、中東の産油・産ガス国から大量に輸入しています。そのための彼らとの良好な関係を築くという観点から、私どもが彼らから輸入するのみならず、日本の産業界に現地に出て行って、現地に投資して、より経済的な関係を強化するという目的のもので始められておりました。大きく2つ、サウジアラビアとアブダビの2か国についてやっております。

最初のページがサウジアラビアとの産業協力のスキームでございますが、これはそもそも平成19年4月の最初の安倍総理大臣のときに同国を訪問されて、そこで、サウジアラビアと日本側で共同声明がなされました。そのポイントは、「両国の産業における投資機会を促進する目的のために、適切かつ専門的な共同タスクフォースを設立する」ということがうたわれておりまして、そのタスクフォースの体制や役割等については、日本側事務局として、一般財団法人中東協力センターが名指しでそのときの文書に署名されているところでございます。

当初、これが平成20年度から24年度までの5年間となっておりますが、その後、昨年のちょうど今頃の2月、茂木経済産業大臣の同国訪問の際に発表された共同声明の中で、さらに5年間延長され、今年度から新たに5年が始まっているところでございます。

次のページが、アブダビとの産業協力スキームです。これも基本的には似たような構造でございます。アブダビについては、一昨年の11月にアブダビ経済開発庁と中東協力セン

ターの間で締結された覚書に基づく事業でございまして、この覚書の中においては、日本の経済産業省とアブダビ側の経済開発庁がこの事業を支援するという形になっております。昨年5月の安倍総理大臣のアブダビ訪問に際して発表された共同声明の中で、この同覚書が両首脳から支持されていることでもあります。これについても、サウジと同様、今年度から5年間でございます。

アブダビ、サウジ、それぞれ中東の国ではありますけれども、まずは、彼らとして、中東協力センターのこれまでの能力や経験を十分に把握した上で、中東協力センターの能力が認められた上で、彼らとしては名指しで中東協力センターとやってみたいということで、それぞれの覚書なり共同声明で明記されているところでございます。

次のページの3番目で「具体的な業務内容について」とございますが、先ほどの繰り返しですけれども、日本の企業に少しでも多くサウジアラビア、アブダビへ投資して、そこでビジネスの機会をつくるとともに、現地の雇用促進、経済発展に貢献することが最大のねらいです。

ちなみに、柱書き3件ありますけれども、具体的な数値目標は設定しておりませんが、参考までに、平成25年度から29年については、前期（平成20～24年度）のサウジアラビアの件でいきますと、8社が現地に投資しております。これを1つの目標として頑張っていると思っております。

具体的な活動ですが、大きく2つ柱があります。一番上がサウジアラビア及びアブダビへ投資を行う我が国企業の発掘・支援、そして、投資環境の向上・支援に対する業務として①番、例えば現地に進出の可能性のある企業からヒアリングをしたり、あるいは、現地への進出を促進するためのセミナー、ワークショップによる情報の共有。あるいは、現地の調査ミッションを派遣して、現地の状況や現地の企業・政府機関等との意見交換を行います。

②として、現地に進出の可能性のある具体的案件があった場合に、その進出の可能性を感じている企業と相談しながら、例えば具体的な事業のコストや採算性、法的・技術的な問題に関する現地調査を一緒に行って、行いますが、そういうものに対する支援などを行います。

③番目には、現地への進出を検討している企業に対するサポートの観点から、現地に常駐しているアドバイザーを置きまして、現地の情報収集あるいは関係機関とのネットワークを深めることによってサポートをしているところでございます。

④番目が、現地の合弁相手となる企業や、あるいは、現地の技術移転先の候補になる企業に逆に日本に来ていただいて、我々の日本の企業活動の状況とか、あるいは、彼らのニーズをきめ細かく聞いて、それを投資を考えている企業にフィードバックするというような機会も設けております。

大きな柱の2番目ですけれども、これは両国と我が国との間で、ハイレベルでの情報共有、意見交換、あるいは、人的ネットワークを深めるための場を幾つか設けております。

①番目が、現地の政府も政府関係機関あるいは地方行政機関などのトップレベルの方と、お互いに行ったり来たりして会談を実施し、あるいは、我が国企業への視察などのアレンジメントをして、トップレベルにおいて日本の企業活動の状況を知っていただくというのが1つ。②番目は、我が国政府や相手国政府との協力の上で、両国のビジネス関係者を集めて、双方のシーズやニーズの状況あるいは現地の投資環境についての情報共有を行うなどのフォーラムの開催などを行っているところでございます。

簡単ではありますが、おおむね以上です。

○小幡主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただいた内容について、委員の方々から、御質問・御意見の御発言をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○石堂副主査 形式的な話かもしれませんが、サウジアラビアとアブダビでは、同じ中東協力センターがかんでいると言っても、その成り立ちがちょっと違うのですね。サウジアラビアは国と国との約束があって、その中で中東協力センターが締結している。もう一つのアブダビは、最初からアブダビの政府と中東協力センターが独自に話し合っただけで決めたという感じですか。

○藤野部長 後者の場合も、覚書に署名したのは中東協力センターでありますけれども、その過程におきまして、そこのパラグラフの2つ目にありますけれども、経済産業省とそこは密接に協力をしまして、経済産業省も政府として先方といろいろ調整などをして、その合意ができたところで、中東協力センターが署名の主体になったという形式です。したがって、中東協力センターが行って、勝手に決めてきてしまったので、その後、経済産業省に支援してよという構造ではないです。

○石堂副主査 つまり、一緒だと考えていいですね。

○藤野部長 一緒です。あくまで形式的な違いです。

○工藤専門委員 話は違うのですが、資料B-3の17ページで、再委託のことをちょっと伺いたいです。野村総研にそんなに大きなものではない、3,945万円分の再委託がありますが、詳細がよくわからないのですけれども、実際にどういった業務の再委託をされているのか。幾つかに分かれているようでもありますので、簡単な概略を教えてください。それ以外にも、少し違った、例えば三菱テクノリサーチとか、海外のかどうかわかりませんが、Frost & Sullivan Internationalとか、その辺を教えてください。

○藤野部長 本事業のプロセスの大きな流れですけれども、相手国と話し合っただけで、どんなニーズがあるか、どんな産業分野に来てほしいかというのを把握する。それを踏まえて、日本側でそれに合致する企業があるかないか。その上で、その日本の候補企業のパートナーを向こうで探して、その上で、こっちから現地に行ってみて、投資決定となりますけれども、今申し上げた2番目のところ、要は、相手のニーズを踏まえて国内にどういう企業があるのかというのは、中東協力センターは中東の専門家ですけれども、日本の企業活動、経済活動については必ずしも詳しくないものですから、そのところで外注して、外注先

のネットワークやこれまでの経験をもとに、より多くの企業のリストの中から候補となる企業をピックアップしていただくと。そういうところは外注に依存しております。さらには、現地と一緒にいったときにも、そういう方に一緒についてきていただいて、帰った後のフォローなども含めてそういう事業はお願いしております。それが外注の大きな趣旨です。

○工藤専門委員 その確認ですけれども、実際に再委託の形で外注をやっているのは、主に日本の候補企業のリストアップという趣旨でよろしいのでしょうか。

○藤野部長 そうですね。それと、現地に行って、あるいは、帰ってきたときに、日本の候補企業のサポートとか、あるいは、情報共有とかです。

○工藤専門委員 それは、いろいろな会社に再委託されて外注をされているようですが、その具体的な役割分担とかというのは、差し支えない程度でもしわかれば教えていただきたいのです。

○藤野部長 これは、中東協力センターと外注ですか。

○工藤専門委員 役割分担ですし、複数の会社に外注されている場合、それぞれの会社の特徴があるかとは思いますが、どういった関係で、どういうものをどこに外注されていることがわかりますか。何か特定の内容であれば、考え方とかでも結構です。こういう業務についてはこの会社でとかですね。テクニカルなサポートはこことかですね。多分、いろいろと特徴があるのかとは推測します。

○佐藤課長 お答えいたします。佐藤でございます。

今、委員がおっしゃられたのは、再委託のほうのシートをごらんになっているかと思えます。今、藤野が御説明したのは、コンサルティングサービス契約の外注契約でございます。そのほかに、数百万から多くて1,000万程度の話があるのですが、これは個別の単発の調査がございまして。例えばの例ですけれども、サウジアラビアにおけるアルミの下流産業調査とか、有望化学品・技術保有日本企業の調査とか、そういった単発の調査が別途、外注でございます。これについては、それぞれの分野での特色のある企業が基本的に再委託しておりますが、基本的には、選定の方法は公募で選んでおります。

○藤野部長 先ほど申し上げた企業発掘については、野村総研をベースとしつつ、個別に特定のニーズがあった場合、アドホック的に出すと。例えば、サウジアラビアのアルミ下流産業調査は極めてニッチでベーシックなものとかがあったときには、それはアドホックで外注すると、そういう形式になっているということです。

○石堂副主査 説明の冒頭で、良好な国と国の関係ということが出てきて、恐らく中東協力センターの役割は非常に良好な関係に資しているのだと思うのですね。そうすると、この仕事に例えば調査をかけて、今まで全く聞いたことのない人間が、今度その仕事をやることになりましたというふうに登場するということは、その関係にとって相当障害があるというふうに考えられますか。

○藤野部長 障害というか、まず、それ以前に受け入れていただけるかどうかというそも

そも論。向こうのしかるべき人に会っていただけるかどうかというところから、大きなチャレンジになると思います。

○石堂副主査 中東協力センターというのは、かなり幅広く業務をやっている感じの概要の説明の資料がありますけれども、今お話しになっているサウジアラビアとアブダビの関係は、たしか年間で4億ぐらいの規模だったと思うのですね。中東協力センター全体の事業規模から言ったら、これは微々たるものなのですか。

○佐藤課長 ごっくり申し上げますと、全体的に、本件の受託の部分と、あと、国からの補助金とかそういうのもございますので、おおむね半分以下かと思います。

○石堂副主査 そうすると、中東協力センターは一般財団法人になっていますから、世界中の調査物なんかにみずから入札に参加して仕事を取ってくるというケースが恐らくあるのだらうと思うのですね。逆に言うと、入札に参加したけれども、総合評価にせよ何にせよ破れて取れないケースも幾多あるのではないかなと想像するのですけれども、それは逆に言うと、中東協力センターと同じぐらいの能力を持っている存在は世の中に結構ありますよという状況ととらえているのかどうか、そこはどうなのですか。

○藤野部長 その業務によりけりだと思います。少なくとも日本においては、中東の産油・産ガス主要国との間において、中東協力センターほどの能力がある機関は我々が知る限りないと。特に相手との人的ネットワーク、中東現地における社会情勢、経済情勢についての実体験を含む経験、そういうものにおいては、中東協力センターは抜け出ていると考えています。

○石堂副主査 これが一般財団法人になってから、中東・北アフリカというくくりでしか基本的には仕事をしないということですか。

○藤野部長 はい。

○樫谷副主査 一般になったというのは、どういう理由ですか。

○根井理事 済みません。私どもは関与しておりませんので。

○小幡主査 その法人の御判断ですね。

○樫谷副主査 公的な仕事が多いと思うので、財産が10億ほどあるので、公的な仕事が多かったという感じがしたものですから。

○小幡主査 事務的な事情で一般法人を選ぶこともありますので。

国際協定との関係ですが、覚書に基づき実施している業務以外のものは、産業協力事業の中でどのぐらいあるのですか。つまり、国際協定上、もうここがやらなければいけないとなっているものにほぼ尽きてしまっているのか。あるいは、周辺にもっとたくさんあるのかという、イメージがわからないので。

○根井理事 私どもはその協定の範囲のものをお願いしていると承知しております。というのは、私どもからすれば、私どもも交付金の中からいただいておりますので、逆に言えば、私どもは資源エネルギー庁からいただいて、その協定に従って中東協力センターを通じてその企業を支援するということが指示されていますので、私どもとしては、逆に、そ

れ以外のものに支出する、または使うことはありません。

○小幡主査 そうすると、競争入札して、ほかのところが取ったら困るということになりますね。

○藤野部長 はい。ありていに言うと。

○樫谷副主査 ただ、それはそういう実施要項をつくってやればいいのですね。あるかないかは別だけれども、同じレベルでないといけないということは、それはないのではないかというお話ですね。

○小幡主査 そういうことですね。

○藤野部長 そうです。

○根井理事 形の上では、当然、できるだけ公募をしたほうがいいということの全体の議論があるものですから、一応20年度、25年度、それぞれの初年度は、形の上では公募の形をとりました。実際上は、ほかに言って来られる方もなかったというのが実態ではございます。

○浅羽専門委員 もしも、別の者の入札を落としたとして、こうした協定での使命や決めることから、中東協力センターにその一部を外部委託するというような形でプログラムを組んでみようというようなことは、この協定上等で問題にはならないものでしょうか。それではだめだということになるのでしょうか。

○藤野部長 それはだめですね。

○浦田企画官 資源エネルギー庁ですけれども、中東協力センターに、この協定に基づいてお願いしている業務は、この協定上、サウジアラビア並びにアブダビとの間の産業協力、つまり投資を促進しようと。そのための仕組みをつくりましょうという全体を中東協力センターにサウジとアブダビとの約束に基づいてお願いをしているということになります。個別の事業、例えばミッションを派遣するとか、あるいは、調査をするというのは、全部そのアンブレラのもとにぶらさがっている事業ということになります。したがって、その個別の事業だけ切り出して、そこだけ中東協力センターがやることになりましたということになってしまいますと、アブダビ政府、サウジアラビア政府との間で、約束が違っているということになりますので、そこを一から説明をし直すというプロセスが必要になってくるということになります。

○浅羽専門委員 国内と海外と切り分けて、野村総研さんに外部委託しているということなので、野村と中東協力センターと一緒にやるとか、そういうようなことも考えられないということなのでしょうか。

○藤野部長 そこは、サウジ側・アブダビ側の相手次第だと思います。我々のこれまでの経験から言うと、やはり中東協力センターの経験と知名度、これまでの人脈で、これは我々の想像ですけれども、向こう側からすれば、中東協力センターならば信用してみようかなというものがあってやっただけだと思っています。そののところに、今度、中東協力センターと野村と一緒にやって、一緒に顔で並んだときに、野村の人に対して中東協力セ

ンターと同じような信頼感なり対等なパートナーとしておつき合いいただけるかどうかは保証の限りではなく、そこはわかりませんとお答えするしかないのですが、我々のこれまでの経験から言うと、難しいのではないかなというふうに感じています。したがって、我々としては、中東協力センターが、相手とのまず窓口であり、あと、事業全体のオペレーターになるのが一番合理的だと思って、このような形でやらせていただいています。

○工藤専門委員 先ほどいろいろ質問をさせていただいたことと関係するのですが、例えば、今、さらに、コンサルティング系の会社とか、調査を別のところに外注されているということですが、向こうでのマーケット調査とか、それに基づいて日本の中での候補の会社のリストアップは、結果的には、中東協力センターにその結果を報告するわけですが、そのところを一旦中東協力センターが受けて、その傘の下にしないで、別事業として立てて、それは別の契約でお願いした上で、あくまでもその報告先は中東協力センターにするというような仕事の流れはできないのですか。先ほどのお話だと、日本の会社の中でマッチングしそうな会社のリストアップというのは、その結果を向こう側の例えばサウジアラビアとか UAE とかに言うわけではないと思うので、結果的に、その切り分けを傘の中にしないで、傘の外側にして、そちらとの関係でというふうな形は難しいのですか。

○藤野部長 要は、相合い傘ではなくて、傘を2本という形ですか。

○工藤専門委員 そうというような感じですね。

○藤野部長 傘を2本にしたときに、その2つの傘と契約をするのは、誰が想定されますか。それは多分中東側では難しく、それは今申し上げた理由により。

○小幡主査 経産省さんとしては、協力事業を相手国との関係で中東協力センターの顔が必要だということですね。日本国内のリストアップとかそういうのを別事業にして、今野村総研に再委託されているようなものを切り出せることは可能かということですね。

○根井理事 今おっしゃっているのは理解したつもりですが、先ほど質問をしているときに、多分、中東協力センターが企業のリストアップの依頼をして、そのまま現地に伝えるといいますか、それがそのまま流れるようなイメージで多分御説明をしていたようにお聞きになったのではないかと思うのですが、そうではなく、実態は、中東協力センターが得意ではないものは、当然、日本の企業動向で、最近、どういった企業が海外への投資とか進出とかそういうことを考えているかといったところの情報のまず最初の入口のところは、中東のこともあって、そこそこの土地カンを持って出していただけるのが、過去にはほかにもいらっしゃったけれども、結果として、野村さんぐらいしかそういうことをやっていただけないというような状態に実はなっています。中東とかアラブ世界のビジネスはかなりハードルが高いのです。そうやってきたものを、中東協力センター自身も、サウジとアラブとさまざまな協力をやっているものですから、彼らの経験に照らして、スクリーニングして、さらに、お声がけをして、一緒にサウジに行きませんかといった形で、結構手間暇かけてそういう企業をリクルートして一緒に行くというプロセスに持っているのが実態です。おっしゃっていることはよくわかるのですが、国内の仕事と

海外の仕事とを分けて、そのインターフェースは誰がやるかという、そのところだと思います。

○樫谷副主査 JETRO なんかの役割とどういう違いがあるのですか。今聞いていると、JETRO と同じようなことをやっているのではないか。あれは経産省の仕組みなので、エネ庁はここですよということなのかどうなのかですね。

○藤野部長 JETRO で投資促進を行っています。ただ、サウジ、アブダビにおいても、基本的には、これは投資促進をねらいとするものですが、相手のカウンターパートが石油大臣であったり、石油関係者であったりして、そこは、先ほどから申し上げますように、石油の人脈、石油の経験が重視されているものですから、その点については、我々も JETRO も了解の上で、これはやはり中東協力センターに中心になってやっていただくというのが、国内におけるコンセンサスになっています。

○樫谷副主査 私が今何で一般ですかと聞いたのは、国に近い業務をされているので、そこが何で一般なのかという単純な疑問だったのです。

○小幡主査 そこはと国際協定があるので、むしろ、会計法令で随意契約にもできそうなところでもあるということですね。それでも開いたほうが良いという御判断でやっていらっしゃるということはわかりました。

そろそろよろしいでしょうか。

それでは、「中東産油国向け産業協力事業」についての審議は、これまでとさせていただきます。事務局から、本日の議論の整理をしていただければと思います。

○事務局 整理の前に、何点か確認させていただきたいのですけれども、工藤先生からあった、日本側でやっている業務を切り出せないか、今、野村総研がやっているような業務を切り出せないかというところで、そこはいろいろ中東の相手の国との関係があるので、なかなか厳しいのではないかというような御指摘だったと思うのですけれども、資料の B-3 の 26 ページ目を開いていただきたいのですけれども、こちらが平成 25 年度の野村に委託している業務の公募要領となっております。その中の 3. の「業務概要」を見ると、(1) の「アブダビ、サウジアラビアに進出可能性のある日本企業の抽出、およびそれら企業への働きかけ、ヒアリング」とか、(3) を見ると、「アブダビ、サウジアラビア進出に関心を示した企業への情報提供、コンサルティング、同国進出の意思決定支援」とか、(4) には、サウジの経済状況の分析とか、(7) を見ると、日本企業との面談をして、調査ミッションへの同行とか、特に相手方との関係を有してないような事業があるのではないかと考えているのですけれども、いかがですか。

○藤野部長 そこは、あとは、個々の効率性があるかなと思います。だから、その部分を切り出してやることのメリットと、あと、その分、作業が倍になること。もう一つは、実際に野村に切り出す業務とはいえ、それは中東協力センターが全体の業務量を見ながら、適宜、判断しながらやっております。特に中東相手の場合ですと、毎年度計画はつくるのですけれども、相手の事情によって急に切りやめになったり、延期になったり、あるいは、

急にやることになったりするという事を考えると、そういう変動も想定すると、私どもとしては、中東協力センターが常に窓口になって、そこから野村にどの程度の業務をさらに外注するか、しないかというのは、その場、業務量を判断するのとあわせ、その実際の資金の支払いもあわせてやっていただくほうが、トータルとしては効率的ではないかというふうに考えています。

○事務局 事務局としては、切り出すことのメリットとデメリットを一旦整理していただいて協力していただければ、それを監理委員会に報告するというようなところがよろしいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小幡主査 ただいま、事務局からの提案がございましたが、各委員からは。

○石堂副主査 結局、市場化テストというような形でこうやるということは、契約そのものが合理的になるのだということを我々は考えているわけですが、ちょっと相手のある話で、相手にそれを説明し、納得してもらえるかどうかというところがひっかかってしまうのかなという感じですね。

○藤野部長 わかっております。

○小幡主査 そういうところも含めて、メリット、デメリットについても御検討をいただくということでよろしいでしょうか。

○藤野部長 はい。

○小幡主査 それでは、本日いろいろ御議論がございましたので、各委員から示された課題や意見等について、特に、相手国との関係のないところの日本国内での例えば再委託している分等についての切り出しの可能性等について、実施府省において、1か月程度をめぐりに取りまとめていただき、事務局を通じて御回答をいただきたいと思っております。その結果について、各委員で確認したいと思っております。

本日の議論を踏まえまして、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料を整理したいと思っております。

整理したものにつきましては、事務局から3月の監理委員会の本委員会に報告をいただくということになります。

それから、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認をしたい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただくことにいたします。

事務局、よろしいですか。

○事務局 はい。

○小幡主査 それでは、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、経済産業省の皆様におかれましては、御出席ありがとうございました。

((独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構、経済産業省退室、国土交通省入室)

○小幡主査 続きまして、国土交通省の「全国港湾海洋波浪情報網における海象情報データ伝送補助業務」につきまして、審議を行います。

本日は、国土交通省港湾局技術監理室遠藤室長に御出席いただいております。別表フォローアップに関する対応についての御説明をお願いしたいと思います。短くて恐縮ですが、説明は10分以内でお願いいたします。

○遠藤室長 早速でございますが、資料3-2をもちまして御説明をしたいと思います。

3-2の1ページをめくっていただきまして、表紙の裏側に（参考）と書いているところがございます。これは全国港湾海洋波浪情報網、通称ナウファスと呼んでいる仕組みがありますが、このナウファスは港湾整備事業の実施に必要な波浪、潮位情報の取得を目的といたしまして、地方整備局等が設置をしている、海象計、GPS 波浪計、その小さな写真に写っているものですが、こういった観測データを一元的に処理をするための情報網として構築・運営をしているものでございます。

海象観測結果をリアルタイムに処理し、インターネット上で公開することで、海上の港湾工事とか、港湾の荷役の安全性の確保、または、台風接近時の防災対策の構築に活用されているというような仕組みでございます。

また、リアルタイムデータについては、気象庁とか関係機関に情報提供も行ってございます。

本日のヒアリング対象となっております海洋情報データ伝送業務につきましては、平成24年度までは、独立行政法人港湾空港技術研究所で発注していた業務でございましたが、業務の内容の見直しを行ってございまして。平成25年度からは、国土技術政策総合研究所から業務発注を行っているというものでございます。本日は、両研究所から出席をさせていただきます。

まず、港湾空港技術研究所から、業務の概要説明とこれまで行ってきた入札契約にかかわる改善の取組について説明をした後、25年度の内容につきまして、国総研から説明をさせていただきますと思います。

○西本統括研究官 港湾空港技術研究所の西本と申します。よろしくお願いたします。

全国の港湾海洋波浪情報網は、これは1ページにございますけれども、主に伝送補助業務と統計解析補助業務に分けられてございまして、私どもの研究所で別々に発注してまいりました。まず、伝送補助業務ですけれども、全国の港湾からオンラインで収集いたしました観測データの簡易な処理及び異常値の監視を行いますとともに、Web サイトでの公開の運用及び気象庁などにリアルタイムに伝送する。という業務でございます。平成24年度までは、作業を実施するタイミングなどを考慮いたしまして、伝送業務によって受信した波浪の観測波形におきまして、機械的に除去できなかったノイズなどを人の目で確認して除去するという観測データの速報処理なども含めて、私ども研究所が業務を発注してまいりました。

この業務に関します1者応札に向けての改善の取組状況でございますけれども、これも別途資料があります。

○事務局 こちらの資料は今回添付しておりませんので、御説明をお願いします。

○西本統括研究官 平成22年度から一般競争、基本的に価格競争で進めることとしております。参加資格の要件も積極的に緩和を行ってございまして、例えば平成22年度には、次のような条件、「平成6年4月以降に同種業務に従事した経験を有する者」という条件をつけておりましたけれども、平成23年度以降は、それも落としております。ですから、特に要件は付していないというようなところでございますし、複数者が応札してきた年度もございました。

次に統計解析補助業務ですけれども、これは5ページをごらんになっていただければいいと思いますが、平成25年度には、データ伝送補助業務のうち、観測データ速報処理やサーバー関連業務を切り離すこととなりました。残ったデータ伝送補助業務は国総研、観測データ速報処理等は私どもの研究所で扱うこととなりました。もともと私どもの研究所では、速報処理を終えた波浪の観測波形に対して、超音波による波形が欠測と処理された部分について、水圧のデータをもとに波形を補完するという、いわば確定処理を行うための統計解析補助業務を受託してございました。確定処理と速報処理は、時間軸が違うだけで、技術的には同じ内容であることから、この統計解析補助業務の中に速報処理を取り入れることといたしました。

これに関します1者応札改善に向けた取組状況ですけれども、これについても、平成22年度から一般競争入札によります最低価格方式で進めてございまして、参加資格の要件についても、先ほどと同様ですが、平成22年度に、「平成6年4月以降に同種業務に従事した経験を有する者」をつけておりましたけれども、23年度以降はそれも落としていて、複数業者が応札した年度もあるというような状況でございます。

港空研からは以上でございます。

○遠藤室長 引き続きまして、25年度の国総研に移した業務について、国総研から説明させていただきます。

○山本副所長 国総研の副所長をしております山本でございます。よろしく願いいたします。

25年度から、今ほど御説明がありましたように、一部を切り分けまして、国総研でお引き受けして、調査を実施しております。4ページ目の【変更後】という部分がございますが、そこの一番上で、伝送補助業務2つあり、観測情報システム運用状況監視ということで、データがきちんととれているのか、それから、ネットワーク機器に問題がないかとか、Webの運用状況はどうかと、まさにそういう物事が動いているかどうかを監視する業務と、それから、Webサイトの更新の業務と、非常に単純な部分を切り出して、できるだけ競争状況がうまくいくようにという形でやっております。25年度の状況については、3者が応募されました。入札関係書類を入手した者が6者おり、そのうちの3者が応札されまして、

結果としては、日本気象協会が取られたという形になっております。

以上でございます。

○遠藤室長 説明は以上でございます。

○小幡主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました別表フォローアップに関する対応について、委員の方からの御質問・御意見をお願いいたします。

○川澤専門委員 先ほど御説明いただきました際に、入札参加資格を緩和されて、競争参加者が増加するようなお取り組みをされていらっしゃるということだったのですが、あわせて、一般競争入札の価格競争を実施されているということで、特にサービスの質と申しますか、そういったものが低下したということがないかとか、逆に、総合評価を導入することで、質を担保するような入札の方向に変更することが必要ではないか、その辺りのお考えはいかがでしょうか。

○河合海洋情報研究領域長 港湾空港技術研究所の河合と申します。

業務の発注した内容について質が落ちるということは、今までに経験しておりません。

○小幡主査 その辺りは、問題なかったということですね。

○河合海洋情報研究領域長 はい。

○石堂副主査 御説明の2ページのナウファスの部分で、出だしが「港湾整備事業の」と始まったものですから、私は、例えば港をつくるとか、埠頭を新たにつくるとか、あるいは、その港湾設備を改善するとか、いわゆる工事のために必要なデータ取得かなと思ったのですが、そうでもないのですか。

○遠藤室長 基本的にそうでございます。

○石堂副主査 そうすると、全国の青や赤がいっぱいしているところは、それぞれ近い将来、工事がある、工事の計画のある港湾であって、その工事のために必要なデータを一生懸命やっている。そうすると、港湾の工事が始まると、そのところはもう必要がないということで、調査をやめていくという、そんな感じでとらえていいですか。

○遠藤室長 港湾工事を実施するときに、いろいろな作業船とかを入れて、波の比較的静穏なときにいろいろな作業をして、台風とか本当に波が大きいときに避難をさせないといけないのです。そういうような工事の安全管理のために、こういったリアルタイムの情報は使われております。なので、工事を着手する場合に、港湾施設をどういうサイズでつくるのかというような設計の段階にも、こういった統計データは使われますし、港湾整備をしている間、工事の安全管理のためにも使われています。

○石堂副主査 そうすると、逆に言うと、一応事業は終わりと、これで完成となれば、そこで調査は終わるといえることですか。

○遠藤室長 そういう場合もありますし、当該の港で波浪を観測しているところで、全部のところで波浪観測ができていないのです。全ての港湾工事をやっているところで、全部波浪観測ができていないので、使い方としては、近隣の波浪観測データを使って、ないところ

は補完をしながらそういった工事に活用しているところもあるので、今、赤点のところ、波浪観測地点76点とありますけれども、これよりも港湾工事を実施している港は、もっと多くなります。ですから、最低限必要なところの波浪観測をしているというようなイメージになります。

○石堂副主査 事業規模で、年度7,000万ぐらいの感じかなと思ったのですが、これでも足りないぐらいで、このぐらいはずっと維持していきたいという、そういう事業規模ですか。

○遠藤室長 これは、各現場現場で波浪観測をやっています。そのお金が入っているわけではなくて、それをオンラインでナウファスという仕組みの中に持ってきて、必要に応じて、変なノイズみたいなものが入っていますから、そのノイズを除去したりして、あとは、ホームページ、Web上でオンラインにリアルタイムでいろいろな港湾工事をやっている人たちが見れるような形に加工しながらやっております。

○石堂副主査 わかりました。観測そのものはやってないという形ですね。

○遠藤室長 はい。

○小幡主査 4の実施体制は、契約の発注元が国土技術政策総合研究所にかわられたのはいつですか。

○遠藤室長 25年度からです。

○小幡主査 それは組織の関係でそういうことになったのですか。

○遠藤室長 より競争性を高めるという観点で、従来、独立行政法人の中で一体的にやっていたけれども、一体的にやっているところは、研究者が必要なところに連携をして、結局、研究者がこれがノイズかどうかというのを補助業務では出していますけれども、そこは研究者の視点で、本当にこれがノイズなのか、波浪の値として確かな値なのかというのを確認しながら補正をしていきますので、そういったところは、引き続き、海洋関係、波浪関係の研究者がいる港湾空港技術研究所に伝送しています。

○小幡主査 切り離して、より競争性を高めるようにということですね。

○遠藤室長 はい。それで、25年度からそういう工夫をした結果、国総研の入札契約業務の中で、数者が応札して、結果として、特定のところが取っているという形でありますけれども、競争性は相当程度高まったかなというふうに考えております。

○小幡主査 観測データ速報処理、統計解析等補助業務は、1者応札になっているのですか。今、振り分けましたね。

○遠藤室長 振り分けて、4ページの上から2つ目の箱のところですか。これは1者応札になっています。25年度は、1者応札です。過去は、複数者の応札がございました。たまたま25年度は1者応札でありました。

○小幡主査 そちらは、何か改善の努力というか、何か改善のお取り組みをなさる予定はあるのですか。

○遠藤室長 これは、現状でも、入札参加資格要件をほとんど設けてないのです。だから、

もうほとんどノーガードというか、誰でも応札できるような、同種類似業務も設けてなかったり、先ほど説明がありましたけれども、22年度までは、過去同種に従事した経験はある者というふうに定めていましたけれども、それすらなくしたという、我々はいろいろな業務を発注していますけれども、これ以上できないぐらい参加要件を。

○小幡主査 その前はどうか。

○遠藤室長 24年度、25年度は1者応札で、今持っているデータでいきますと22年度。

○小幡主査 切り分けてないときですか。

○遠藤室長 そうです。切り分けてないときで、2つ目の箱の統計解析補助業務の中で、上側の白地の部分は、従来から港空研で発注をしていたところです。25年度は、データ伝送業務から①という黄色の部分を持ってきて、一体的に発注しました。

○小幡主査 それは抱き合わせ発注したほうがいいのか、そういう関連性があるのですか。

○河合海洋情報研究領域長 データを少しずつチェックしていくプロセスがありますので、比較的共通性があります。

○小幡主査 抱き合わせにしたことによって、1者になったということではないですか。

○河合海洋情報研究領域長 必ずしもそういうわけではありません。関連性のある業務なので、一緒にしたということです。

○川澤専門委員 統計解析補助業務ですけれども、受注されていらっしゃる方は、2つの業務をあわせて発注した後も、従前から同じ事業者が受注されていらっしゃるのでしょうか。

○西本統括研究官 結果的には、同じ業者でございます。

○川澤専門委員 恐らくデータ処理の場合、かなりノウハウが一つの会社のほうが安い可能性があるのかなと推測されるのですけれども、中には、受注者さんのノウハウにかかわらない場合は、積極的に入札仕様書の中で公表されているとか、そういった資格にかかわらない情報公開の努力といたしますか、お取り組みはいかがでしょうか。

○河合海洋情報研究領域長 毎年、仕様書でやる内容を細かく書くような努力は続けております。

○小幡主査 気象協会が取っているのですか。

○西本統括研究官 統計解析補助業務は気象協会ではありません。

○事務局 統計解析補助業務は、株式会社エコーという港湾とか河川の建設コンサルタンの会社です。

○小幡主査 これが22年度から続けているわけですか。

○西本統括研究官 はい。

○工藤専門委員 気象協会がやっている部分は、どの部分ですか。

○河合海洋情報研究領域長 変更前のでいきますと、データ伝送補助業務と囲ってあるものが気象協会です。それから、変更後の一番上のデータ伝送補助業務も気象協会です。

○工藤専門委員 上の四角ですね。

○河合海洋情報研究領域長 上のオレンジの四角です。

○小幡主査 気象協会は、以前は、再委託はしていましたか。自分でやっていたか。

○西本統括研究官 特に、再委託はないということです。

○工藤専門委員 ちょっと根本的なことですが、切り分けをするに当たって、あと、かなり詳細にわたる仕様書を出していらっしゃるということですが、ここの観測データ速報処理と、今度切り分けられた、2つ目の統計解析補助業務で、上の白い四角と黄色くなっているところで、例えば、下のほうの観測データ速報処理に関しては、24年までと25年は、何か内容的な変化は、ここの部分はあったのでしょうか。

○河合海洋情報研究領域長 速報処理、変更前と変更後で比べて、内容的にはほとんど差はありません。

○工藤専門委員 逆に、このすぐ上の観測情報データ確定処理波浪推算等は、それまではどこにあったものをどういうふうに切り分けて、多分、実際額的には変わっていますね。そうすると、何か変わった要求を出しているのかなとは思いますが、ここは何か具体的な変更点はあったのでしょうか。24年度と25年度ですね。

○河合海洋情報研究領域長 25年の白い枠の観測情報確定処理波浪推算等は、変更前では、それだけで発注をしていました。港空研から出しておりました。

○石堂副主査 資格要件を下げられるだけ下げたけれども、余り参加してこないことについては、何か分析・検討されてないですか。おいしくないということですか。

○小幡主査 例えば複数年にするとか、何か工夫をもう少し考えているということはありませんか。情報開示のやり方とか。

気象協会さんがずっとやっている感じですね。観測データ速報処理については、1者応札が続いていますね。

○西本統括研究官 私どもといたしましても、先ほどの説明でも申し上げましたように、それこそ本当に要件を、前までつけていたのも外してということでした。

○石堂副主査 御説明では、やりたいところを全部やっているわけではないというお話がちょっとありましたね。

○遠藤室長 それは、波浪観測という意味で、波浪観測自体が、全部の港でやっているわけではないということです。

○石堂副主査 それは処理業務のほうに含んでいるのでしょうから、予算で頭を抑えられているのであれば、必要性は高まったにせよ、観測を必要とする波浪があっても、大体発注するボリュームは一緒だと。要するに、複数年契約ができない理由、毎年ボリュームがどんどん変わるといって、複数年契約は難しいかもしれませんが、予算を考えるとそうでもないとなれば、複数年契約は別にやれない理由はないのではないかという気がします。

○遠藤室長 それは解析と両方という意味ですか。

○石堂副主査 ええ。要するに、ガードを下げたけれども、誰も来ないということになると、何か魅力をつけないと、1者応札をまた繰り返すことになってしまうと思うのですね。

○小幡主査 さらに改善の試みといたしますか、意思はおありかということです。

○遠藤室長 データ伝送補助業務、従来の25年度は残した、一番上の箱については、こういう工夫をして、25年は3者応札をしているので、こちらのほうは来年どうなるかは定かではないですけれども、相当程度興味を、6者ぐらいが入札の情報を見に来ています。

○小幡主査 統計解析補助業務のほうですね。

○西本統括研究官 そういう面で1つ考えるとすれば、統計解析補助業務の中の確定処理と速報処理の部分を切り分けてやってみることは考えてもいいのかなというようには思っております。各年度によって数量の変動などもありますので、そういうことでやってみることは考えてみる価値はあるかなというように考えております。

○小幡主査 それでは、時間となりましたので、別表フォローアップに関する対応についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、本日の議論の整理をお願いいたします。

○事務局 先ほどまでの議論を踏まえまして、平成25年度においては、データ伝送補助業務については、一定の競争性があるということですが、統計解析等補助業務については、まだ1者応札という部分もございまして、委員の御指摘もありましたとおり、複数年化をして魅力をつけるとか、さらなる情報開示をする、業務フロー等を見直すなどの、さらなる改善の取組が必要なかなと考えております。

よって、国交省さんのほうでは、本統計解析等補助業務について、民間競争入札の導入に向けた検討を行っていただいて、1か月後をめどに事務局に報告をいただいて、委員会に説明するというところで、事務局としては、結論として求めてはどうかというふうに考えております。

○遠藤室長 ちょっと補足させてもらっていいですか。

○小幡主査 はい。

○遠藤室長 複数年化の部分は、我々はちょっとなじまないかなと思っていまして。といいますのは、波浪観測をしているところは限られたところですが、毎年毎年この現場で要るとか、例えばある現場は陸上工事だけということもあるのです。なので、とある現場は海上工事があったり、とある現場は陸上工事だけ、陸上工事の現場は、波浪観測の処理データは必要がないので、そういう意味で、毎年、ある程度港湾工事の実施内容に応じて仕様を変えていかなければいけないのです。先ほどの補正データですね。なので、先ほど西本から言ったように、我々ができる工夫として、今年ロットを大きくして発注してしまいましたが、来年はロットをばらけるとか、そういう形になります。

○事務局 その辺については、実施要項によって議論をすることも可能だと思いますので、まずは、1者応札になっている理由を、事業者からのヒアリングを行って、要因を分析して、その課題を実施要項などに反映して、競争性を確保したらどうかなというふうな事務

局としては考えます。

○樫谷副主査 例えば1者応札が続いていると、民間企業であれば、足元を見て、こんな安いのは引き受けられませんと言われる可能性があるわけですね。そういうときにはどういうふうにしていったらいいと考えていらっしゃるのですか。もっと上げてくださいますか。

○遠藤室長 それは、一般的にも不調・不落みみたいなものがあります。それは今の入札構造からすると、そういった状況には至ってないかなとは思っています。そこそこの落札率で入っているのです、多分、今おっしゃったような形だと、百何%とか入れて不調または不落みみたいな形になるので、そういう状況になったら、改めて、内容を少し見直すとか、そういう形にしなければいけないかもしれません。今は、まだそういった状況には至ってないと思います。

○小幡主査 事務局はよろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○小幡主査 それでは、本日の議論で、各委員から示された課題や意見等について、実施府省において取りまとめを検討いただきたいと思います。事務局を通じて御回答をいただければと思います。

本日の議論を踏まえて、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料を整理したいと思います。

整理したものについては、事務局から3月の監理委員会の本委員会に報告をお願いします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認をしたい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○小幡主査 それでは、国土交通省の皆様におかれましては、御出席ありがとうございます。